

第 5 回 学校規模適正化

一宮北地区協議会

会 議 録

と き 平成 2 6 年 1 0 月 7 日 (火) 午後 7 時 3 0 分

ところ センター三方 ホール

【会議の概要】

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

○協議第2号 学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会の設置について

○協議第3号 学校規模適正化に係る調整項目について

○協議第4号 学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会員の構成について

4. その他

5. 閉会

1. 開会

19時30分開会

(司会・事務局) 定刻となりましたので、第5回学校規模適正化一宮北地区協議会が開会をされます。協議会の議長は、協議会規則第6条第3項の規定により会長があたることとなっています。会長には開会にあたってのご挨拶、続いて議事進行をお願いします。

2. あいさつ

・会長あいさつ

3. 会議成立宣言

(議長) 議事に入ります前にこの会議の成立を報告いたします。本日の出席者は委員26名全員であります。協議会規則第6条第2項の規定により、会議は半数以上の出席をもって成立することとなっております。よって定足数を満たしており、この会議が成立していることを報告します。

次に、規則第6条第4項の規定により、市関係部局職員の協議会への出席を求めましたので報告します。これより協議事項に入ります。

4. 協議事項

(1) 協議第2号 学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会の設置について

(2) 協議第3号 学校規模適正化に係る調整項目について

(議長) 協議第2号「学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会の設置について」、協議第3号「学校規模適正化に係る調整項目について」を議題とします。事務局より提案します。

(事務局) 協議第2号、協議第3号の朗読と説明をさせていただきます。

協議第2号

宍粟市学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会の設置について
宍粟市学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会の設置について提出する。

平成26年10月7日提出

学校規模適正化一宮北地区協議会

会長

学校規模適正化一宮北地区協議会に下記の専門部会を設置する。

なお、正副会長の協議により、必要に応じて部会組織の改廃を可とする。

- | | | |
|-----------|--------|---------------|
| 1 総務部会 | 2 教務部会 | 3 児童指導・保健体育部会 |
| 4 庶務・経理部会 | 5 図書部会 | 6 PTA・地域部会 |

【提出理由】

協議会規則第2条に規定する協議事項を専門的に検討する必要があることから協議会規則第7条の規定に基づき専門部会を設置しようとするもの。

協議第3号

学校規模適正化に係る調整項目について

学校規模適正化に係る調整項目について提出する。

平成26年10月7日提出

学校規模適正化一宮北地区協議会
会長

一宮北中学校区の小学校規模適正化において必要な調整項目は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて調整項目の変更を可とする。

【提出理由】

一宮北中学校区での小学校規模適正化において必要な調整項目を確認するもの。

協議会では新設校に係る事項（校名・校章・校歌・制服・通学方法・PTA組織など）を協議いただくこととして協議会規則で定めていますが、それぞれの項目を細部にわたって検討いただく組織として専門部会の設置を提案します。正副会長会では、協議会の提案事項や専門部会に調査検討を指示する項目や部会間の調整、直接協議会で検討すべき事項の協議等を行っていただくこととしていますが、9月25日開催の正副会長会にて、学校規模適正化調整項目等の提案内容の確認とあわせて、6つの専門部会を設置する提案をすることで確認されました。部会は①総務部会②教務部会③児童指導・保健体育部会④庶務・経理部会⑤図書部会⑥PTA・地域部会の6つとして提案させていただきます。部会には、学校内の帳簿や文書など学校内での協議・決定でできるものも多くあり、②教務部会④庶務・経理部会⑤図書部会については教職員のみでの構成とし、①総務部会③児童指導・保健体育部会⑥

PTA・地域部会は協議会委員に入っていただく構成を考えており、教職員グループによる原案作成後、委員に入っていただき部会を開催し協議いただくことを提案します。他に、当地区は中学校敷地内に小学校を併設し、中学校を新設しての小中校舎の入替使用、また現中学校校舎の特別教室を小中で共用するなど、学校施設・設備についての協議も必要であることから、正副会長・一宮北中学校 PTA 会長・小中学校長による別組織で協議し、協議会で確認いただくこと、また、小中一貫（連携）の市のモデル地区として進めることとしており、小中学校の先生と教委事務局による小中連携ワーキング部会を設置することをあわせて提案させていただきます。ご審議をお願いします。

（議長）事務局からの説明は終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いします。

（委員）特別な支援を必要とする児童への配慮などを考えないといけないと思うが調整項目に入っていない。部会協議は必要ないか。

（事務局）教育課程・学級編成等にも関係してくるもので、学校と事務局での協議、教務部会での協議を行うことになるかと考えています。

（委員）児童指導・保健体育部会中、校則・児童会規則・一日の安全について学校で決定してもよい項目ではないか。

（委員）一日の生活については、総務部会での遠距離通学対策（スクールバス運行）、教務部会での時程等によって変わってくるものであり、部会での協議項目としてほしい。

（事務局）校則・児童会組織については学校職員グループによる原案作成、学校長による決定に変更し、一日の安全については提案のとおりとさせていただきますことよろしいか。

《委員了承》

（委員）目安のスケジュールで校名の決定後、他の項目の協議に入る予定となっているが、校名が決まらないと次の協議に入れいいのか。また遠距離通学対策について、市の基本的な考えはあるのか。

（事務局）並行して早くに協議いただくことは可能ですが、27年12月までに新校開設に係る具体的な項目を概ね決定いただけるようスケジュールを組んでいるものです。遠距離通学対策が必要な地域については、市の基本的

な考えは公民館等自治会の中心地付近から学校までの通学距離が 4km 以上は原則スクールバスと考えていますが、その距離に満たない場合でも、民家の無い区間が長距離にわたるなど児童の安全確保の要件、また、急峻な地形など地理的な要件などがある場合は別途検討することとしています。

(委員) 北中の寄宿舎については協議するのか。

(事務局) 寄宿舎を残す、あるいは中学生もスクールバスでなどの案は市としては持っていませんが、保護者・地域の代表の皆さんで協議いただく場であり、協議できるのであれば協議いただければと思っています。

(議長) 協議する場合、総務部会での協議となるのか。

(事務局) 当会で総務部会、あるいは正副会長会でなど協議いただければと思います。

(議長) 学校施設・設備について別組織で協議することも提案しており、その中でも協議できるかもしれないが、寄宿舎と適正化とは違うようにも思う。

(委員) 寄宿舎についての協議は、寮運営のこと、小学生の寄宿舎利用、中学生のスクールバス通学、どの意図で話が出されたのか。

(委員) 寄宿舎利用者も少なくなり、今期の女子利用が 2 人になると聞いた。適正化にあわせて中学校もスクールバスが出るのならばそれもあるのではないかと思ったもので、こうしてほしいということではない。

(委員) 中学生もスクールバスが利用できたらということか。

(委員) 個人としてそう思っている。

(委員) あくまで小学校の適正化の話をする場であり、寄宿舎の話と一緒にすると混乱する。適正化実施後の検討でもいいのではないか。寄宿舎や中学校の話をするのならば、最初から中学校の統合をしたらいい。遠距離通学対策について、学校では通学指導をいただき児童も注意しているが、繁盛地区の現在の道路事情は大変危険であり、用心のみでは済まないことも考えられる。繁盛地区については道路改良が済むまではスクールバスでの通学としてほしい。

(委員) 中学生の遠距離通学対策の話をするとう話がそれてしまう。中学生でも寄宿舎を利用する生徒もいれば、部活動によっても違う。また、1・2年生は早く来るなど学年によっても変わる。別の場で協議したらどうか。小学

生のスクールバスの運行時間など利用体系を見て、その時間であれば利用ができるなどは、適正化の協議後にしたらどうか。

(議長) 寄宿舎のことも念頭に置きつつ協議をお願いしたいと思います。他に質疑はありませんか。

《委員より質疑なし》

(議長) 質疑は無いようですので、以上で質疑を終了します。協議第2号「学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会の設置について」、協議第3号「学校規模適正化に係る調整項目について」は、提出案のとおり決定してよろしいか。

《委員より異議の声なし》

(議長) 協議第2号及び第3号は提出案のとおり決定させていただきます。

(3) 協議第4号 学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会員の構成について

(議長) 協議第4号「学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会員の構成について」を議題とします。事務局より提案します。

(事務局) 協議第4号の朗読と説明をさせていただきます。

協議第4号

学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会員の構成について
学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会員の構成について提出する。

平成26年10月7日提出

学校規模適正化一宮北地区協議会
会長

学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会員の構成について、別紙のとおり承認する。

【提出理由】

宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則第7条及び専門部会設置内規第3条の規定に基づき設置する専門部会員の構成について承認しようとするもの。

専門部会について、①総務部会③児童指導・保健体育部会⑥PTA・地域部会の3部会に協議会委員に入っていただくこととし、その構成について提案します。まず、協議内容が新小学校の開校に向けての事項を検討いただくことから、中学校保護者委員には部会には所属いただかないこと、当地区の小学校PTA会長には前年度副会長なられるというルールがあることから、協議会委員には入っていただ

いておりませんが、三方・繁盛両小学校 PTA 副会長に部会協議のみ出席いただくことをまず提案させていただきます。次に各部会の構成人数について、総務部会は校名等を協議いただくことから、地域人数のバランスをとる必要もあると考えするため、総務部会は 3 小学校区各 3 人の計 9 人、児童指導・保健体育部会は 3 小学校区各 2 人の計 6 人、PTA・地域部会は下三方小校区 1 人、三方小校区 2 人、繁盛小校区 3 人の計 6 人で提案させていただきます。

(議長) 事務局からの提案は終わりました。これから各校区で部会構成を決定いただきたいと思います。暫時休憩します。

20 時 40 分休憩

20 時 50 分再開

《各校区で部会構成を決定・報告》

(議長) 協議第 4 号「学校規模適正化一宮北地区協議会専門部会員の構成について」報告のとおり決定させていただきます。

5. その他

(議長) その他に入ります。事務局から説明します。

(事務局) この間、中学校に関しての意見や議論もしていただきましたが、小中学校ともに地域で学校を支えていただくといことを確認いただく中で、小学校の規模適正化を実施することを決定いただきましたが、市としても当地区を当市の小中一貫(連携)のモデルと位置づけ、より一層、小中連携を進めたいと考えています。あらためて当協議会の場で再確認をお願いしたいと思います。

(議長) 小中連携を進めることを、これまでの会議の中でも協議してきた。小中学校それぞれを地域で見守るということを確認し、保護者・地域・教職員・行政それぞれがその思いを持って進めていくことで確認したいと思います。よろしくをお願いします。

(議長) 次回協議会の開催日程について事務局より説明してください。

(事務局) 10 月下旬の正副会長会、11 月初中旬の協議会開催で調整をさせていただきます。

(議長) 次回協議会については、正副会長会協議後、あらためてご案内しますので、よろしくをお願いします。これをもちまして、第 5 回学校規模適正化一宮北地

区協議会を閉会します。閉会の挨拶を副会長よりお願いします。

6. 閉会

(副会長) 長時間にわたっての協議お疲れさまでした。今後は新校の開校に向けて具体的な協議に入っていきます。引き続き各種課題についてのご協議よろしく申し上げます。ありがとうございました。

21時10分閉会

第 5 回協議会出席者

- ・ 福原会長（繁盛小学校区選出）
- ・ 小林國男副会長（下三方地区連合自治会長）
- ・ 森副会長（三方小学校区選出）
- ・ 村上副会長（下三方小学校 PTA 会長）
- ・ 田中副会長（三方小学校区選出）
- ・ 西村副会長（繁盛小学校区選出）
- ・ 世良委員（下三方地区連合自治会副会長）
- ・ 飯田委員（下三方小学校区選出）
- ・ 中西委員（下三方小保護者代表）
- ・ 蒲田委員（三方小学校区選出）
- ・ 秋田委員（三方小学校 PTA 会長）
- ・ 森 智子委員（三方小保護者代表）
- ・ 梶浦委員（繁盛地区連合自治会会長）
- ・ 朱山委員（繁盛地区連合自治会副会長）
- ・ 藤原委員（繁盛小学校 PTA 会長）
- ・ 田路委員（繁盛小保護者代表）
- ・ 細川委員（下三方小学校区選出）
- ・ 進藤委員（三方地区連合自治会会長）
- ・ 小林憲夫委員（繁盛小学校区選出）
- ・ 高崎委員（一宮北中保護者代表）
- ・ 近江素文委員（一宮北中 PTA 会長）
- ・ 阪根委員（一宮北中保護者代表）
- ・ 坂元委員（一宮北中学校長）
- ・ 下川委員（下三方小学校長）
- ・ 薄木委員（三方小学校長）
- ・ 片山委員（繁盛小学校長）

特別出席者

- ・ 落岩一宮市民局長
- ・ 花本企画総務部次長

事務局

- ・ 岡崎教育部長、椴谷教育部次長、志水学校教育課長、澤田教育総務課長
橋本教育総務課副課長